

第10回宮城県総合教育会議 議事録

令和4年3月8日作成

- 1 会議名 第10回宮城県総合教育会議
- 2 開催日時 令和4年1月24日（月） 午後1時30分から午後2時30分まで
- 3 開催場所 県庁 行政庁舎9階 第一会議室 仙台市青葉区本町3丁目8-1
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり
- 5 概要 以下のとおり
 - (1) 開 会
 - (2) 挨拶（知事：村井知事）
 - (3) 議 題（議長：村井知事）
 - ① 運営要綱の改正について
資料1に基づき説明（説明者：川越 総合政策課長）
 - ② 新たなタイプの学校について
資料2に基づき説明（説明者：高橋 教育企画室長）
 - ③ 外国人への教育体制の整備について
資料3に基づき説明（説明者：江間 国際政策課長 及び 高橋 教育企画室長）
 - (4) 報告事項
 - ヤングケアラーの調査結果について
資料4に基づき説明（説明者：大町 子ども・家庭支援課長）
資料5に基づき説明（説明者：遠藤 高校教育課長）
 - (5) その他
 - (6) 閉 会

1 開会【司会】

それでは、始めさせていただきます。

教育委員の皆様におかれましては、御多忙の中、「第10回宮城県総合教育会議」に御出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の会議は、宮城県総合教育会議運営要綱第5条の規定に基づき、公開となっております。

ので、御了承願います。

また、本日は御発言用にマイクを用意しております。発言の際には、マイクを使用させていただくようお願いいたします。机上にマイクがない場合は、担当者がマイクをお渡しいたします。

それでは、ただいまから、会議を開催いたします。

開会に当たりまして、村井知事から挨拶を申し上げます。

2 挨拶（村井知事）

本日は大変お忙しいところ、教育委員会委員の先生方に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

この総合教育会議は、私と教育委員の皆様が、本県の教育等の現状や課題に対する認識を共有し、重点的に講ずべき施策等について、協議・調整を行うことにより、今後の施策の推進につなげる目的で開催するものです。

前回の会議で議題としましたが、昨年4月に「新・宮城の将来ビジョン」がスタートしました。新ビジョンでは、「子ども・子育て分野」を新たな柱とした上で、「教育」についても重点的に取り組む方針としたところであり、本会議の重要性も一層増しているものと考えております。

さて、本日の会議では、「新たなタイプの学校」や「外国人への教育体制の整備」などについて議題とさせていただきました。

このうち、「新たなタイプの学校」については、学びの多様化に対応するため、現在、教育委員会において設置に向けた検討が進められていると承知しており、多様な背景を持つ生徒への対応など、様々な学びのニーズに応えていくことが非常に重要であると認識しております。

また、「外国人への教育体制の整備」についてですが、今後本格的な人口減少を迎える中、地域の経済や社会の持続性を維持・確保していくためには、外国人県民も安心して暮らすことができる環境の整備が重要であります。外国人への教育は、知事部局と教育委員会が連携しながら取り組む必要があると認識しておりますので、体制整備について、皆様とともに考えてまいりたいと思います。

本日は委員の先生方から忌憚のない御意見を頂戴し、今後の施策に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

—以下議事—

3 議題

【司会】

それでは、議題に入らせていただきます。

議長につきましては、運営要綱第4条の規定に基づき知事になるものとされておりますので、村井知事に議長をお願いいたします。

【議長】（村井知事）

それでは、よろしく申し上げます。

議題（１）「運営要綱の改正について」、事務局から説明してください。

【事務局】（川越総合政策課長）

それでは、議題（１）運営要綱の改正について、御説明申し上げます。資料１を御覧ください。

初めに、「１ 運営要綱について」は、「総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める」と法律に定められていることから、本日、要綱の改正についてお諮りするものでございます。

次に、「２ 改正の概要」については、今年度の組織改編により、「震災復興・企画部 震災復興政策課」が「企画部 総合政策課」に改められたため、必要な改正を行うものでございます。なお、裏面には改正後の全文を記載しております。

説明は以上でございます。

【議長】（村井知事）

以上の説明に対して、御質問はございませんか。

（質問なし）

それでは、議題（１）「運営要綱の改正について」は、提案どおりとさせていただきますとします。

次に、議題（２）「新たなタイプの学校について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】（高橋教育企画室長）

それでは、議題（２）の「新たなタイプの学校」について説明いたします。資料２の１ページを御覧ください。

「新たなタイプの学校」については、令和２年７月に県教育委員会が策定した「第３期県立高校将来構想第１次実施計画」の中に位置づけた上で、これまで検討を進めてきたところですが、今回、現時点でのイメージを作成したので説明させていただきます。

「１ 背景」といたしまして、先程説明した「第１次実施計画」において、学校生活や学習に困難さを抱える生徒が、充実した学校生活を送るためには、学習も含めた学校生活全般に関する支援体制を構築する必要があるとしており、これからの時代や社会の変化、生徒のニーズを踏まえ、「新たなタイプの学校」の設置を検討することとしております。

実施計画に記載しているコンセプトとしては、「多様な学びの機会を提供し、社会的自立に必要な能力を持った生徒を育成すること」、また、「個別最適化の視点を重視し、学習者中心の支援を行って、生徒が意欲的、自律的に学べる学校づくりをすること」としております。令和３年１月の中央教育審議会からの答申の内容も踏まえ、「新たなタイプの学校」の設置により「個別最適な学び」を充実させ、「学びの多様化」に対応していきたいと考えております。

次に、２ページを御覧ください。「２ 学校のコンセプト」でございますが、「個々に応じた多様な学び方を提供することにより、生徒自らが高校生活をデザインし、夢や希望を実現することができる学校」としております。

具体的には、単位制などの採用により、個々の興味・関心に応じた学習計画を立てることが

できるほか、幅広い学習時間帯の中で自由な時間割を設定することにより、個々のライフスタイルに合わせた学校生活を送ることができるようにしたいと考えております。また、相談体制を充実させることにより、生徒の様々な事情に対応可能な学校体制を構築したいと考えております。

「3 主に対象となる生徒」でございますが、「個々の状況に合わせてフレキシブルに学ぶことにより、自己実現や進路実現を目指す生徒」としております。

個々に応じた学び方ができる学校をイメージしておりますので、どのような生徒でも自分のペースで勉強に取り組むことができるほか、クラスを設けないことで、集団生活が苦手な生徒でも安心して学校生活を送ることができるようにしたいと考えております。さらに、生徒の希望する進路の実現や目標の達成に向けて、チューターがサポートを行うほか、多種多様な教科・科目の設置により、学び直しが必要な生徒へも対応することが可能になるのではないかと考えております。

「4 学校の位置づけ」について説明いたします。「新たなタイプの学校」については、「定時制課程」と「通信制課程」の機能を併せ持った「全日制課程」とすることを基本として検討を進めたいと考えております。

なお、全日制課程のみとした場合、入口が1つであるため、どのような生徒も学びやすいことを特長としているにもかかわらず、学力に不安がある生徒は入学が難しくなってしまうことが考えられます。そのため、定時制課程を併置することも選択肢として考えております。一方、定時制を併置した場合、教育課程が全日制と定時制で独立する懸念があり、フレキシブルさに欠ける学校となってしまう可能性もあると考えております。設置する課程については、引き続き検討を重ねたいと考えております。

次に、3 ページを御覧ください。「5 学校の魅力」について説明いたします。

学校の魅力としては、「多様な学び方」「多様な生徒へのサポート」「多様な進路の実現」の大きく3つに整理しております。

「多様な学び方」については、朝から夜まで、幅広い学習時間帯を設定することにより、その中で生徒が自由に教科・科目を選択し、それぞれがオリジナルの時間割を作成することができるようにしたいと考えております。また、クラスという概念がないことから、個々の特性に応じた柔軟な学び方が可能になると考えております。さらに、通信制高校である美田園高校と連携し、通信制課程との併修による単位の修得も積極的に進めたいと考えております。

「多様な生徒へのサポート」については、クラスを設置しない代わりに、チューターが生徒の進路に応じた時間割の作成をサポートいたします。また、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカーを配置することにより、生徒が安心して学校生活を送ることができる相談体制を整えてまいりたいと考えております。

「多様な進路の実現」については、単位制を導入するほか、学び直しのための基礎科目も含めた多種多様な教科・科目を設置することを検討しており、生徒は自分の希望する進路に合ったものを選択し、履修することができるようにしたいと考えております。教科・科目の選択についてはチューターがサポートし、生徒の目標達成を後押ししたいと考えております。

イメージに記載しているように、進学を目指す生徒、将来をじっくり考えたい生徒、さらには学習が定着していない生徒でも、その生徒に合った学び方を行うことで、多様な進路の実現に繋げていきたいと考えております。

最後になります、4ページと5ページを御覧ください。「6 参考」として他県の事例を記載しています。「新たなタイプの学校」について検討する上で参考になると思われる学校について、いくつか挙げさせていただきました。神奈川県の川崎高校と厚木清南高校、広島県の広島みらい創生高校の3校については、設置している課程は様々ですが、いずれの学校も単位制を採用し、幅広い学習時間帯の設定や課程間併修を行うことで、自由な時間割の作成など柔軟な学び方ができる学校となっております。また、鹿児島県の開陽高校については、全日制、定時制及び通信制が併置されており、やはり単位制を採用しております。生徒の進路希望に応じた時間割作成が可能であるほか、半期ごとの単位認定の実施、国数英については学習レベルを分けた講座を開設することなどにより、多様な生徒が学びやすい学校となっております。これらの事例も参考にしながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

【議長】（村井知事）

それでは、委員の皆様から御意見を頂きたいと思いますが、時間の都合もございますので、恐縮ですが、私から指名させていただきたいと思います。

まず最初に、伊東教育長、御意見はございますか。

【教育委員】（伊東教育長）

新たなタイプの学校については、最初は平成31年2月に策定された第3期県立高校将来構想に検討の必要性が盛り込まれ、その後、有識者や教育関係者等から構成される県立高校将来構想審議会から、これまでも御意見をいただいていたところですが、先日、本日お配りしている資料と同じものを審議会にお示しし、御協議をいただきましたので、私からは、その内容について御紹介したいと思います。

まず、この新たなタイプの学校についてのコンセプトや基本的考え方については、とても魅力的であり、希望が持てる内容となっているなど、好意的な御意見を多数いただきました。教育内容については、県立高校将来構想に盛り込まれた議論のスタート段階では、増加している不登校傾向の生徒の学び直しが必要という課題意識が背景にあったところですが、審議会では、もっと高度な学びを取り入れ、いろいろな人が学べる環境を、という御意見があったほか、個別最適化、個人個人を重視しつつも、地域との関わり合いなど体験的・探求的な学びを通して人間力を高めることが重要ではないかという御指摘が多くありました。

また、これまでの教員の「導く、教える」というのでない、チューターとしての役割がとても重要だ、という御指摘もございました。

いずれ、早期に実現を、という期待が示されましたので具体化を急ぎたいと思いますが、定時制・通信制の機能を併せ持つ全日制を目指すときに、全国的にも例がないものであることもあり、具体的な検討を進めていく中で現行制度との壁も出てくるのではないかと考えております。生徒本意の学校となるよう国とも相談しながら進めてまいりたいと思っておりますので、御支援よろしく願いいたします。

私からは以上です。

【議長】（村井知事）

ありがとうございました。

次に、齋藤公子委員、お願いいたします。齋藤委員は宮城野高校の校長先生をされていたと伺っております。御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

【教育委員】（齋藤委員）

御説明を伺い、大きく2つの点を期待しております。1つ目は「可能性の広がり」という点、2つ目は「社会との繋がりへの猶予期間」という点です。

「可能性の広がり」については、既存の学校で十分に力を発揮できなかった生徒が、子供達の更なる可能性を、個々の状況に合わせて広げてあげることができるのではないかという大きな期待です。もう1つは、既存の学校の可能性の拡がりです。これまでの制度の中で行われてきた学校が、この新しい学校から影響を受ける可能性もあるのではないかという期待をしております。

2つ目の「社会との繋がりへの猶予期間」というのは、既存の学校から子供達が外れ、社会との扉を閉ざしてしまった生徒が、またそこにたどり着くまでの猶予期間として学校の存在が期待できるということです。チューター制を取ることで、生徒を理解してくれるチューターという存在がいることで、生徒がチューターに支えられながら成長する時間が過ごせるということであり、この学校がそのような存在になるということを期待しています。

宮城野高校は創立してからずいぶん経ちました。新たに創設される学校は、宮城野高校とは全く別の高校として創設されることを期待しております。

以上でございます。

【議長】（村井知事）

ありがとうございました。宮城野高校が創設された際は、齋藤委員もとても尽力された事と思います。

それでは次に、小室千恵子委員、お願いいたします。

【教育委員】（小室委員）

不登校の生徒が多い中、私の身の回りでも、そういう生徒達が少なくなく、保護者の悩みもよく耳にします。不登校の理由は様々ありますが、中には自分でもなぜ学校に行けないのか、行かないのかわからない生徒も多いと感じています。そういう生徒達は、諦めからなのか進学もその後の進路も考えられず、何となくそのまま家にいるという声も聞き、保護者も相当悩んでいるのを感じています。

そういう状況の中、こういう子供達が行ける学校ができるというのは、子供だけでなく親にとっても希望になると思います。この学校が子供達の入り口となってほしい、もう1回頑張れるチャンスがあるということを知って、ちょっと頑張ってみようと思ってチャレンジしてもらいたいと思います。

子供達は、多分、今は目標がなく、何に向かっていけば良いのかわからないのだらうと思います。そういう子供達が入学してから目標や進み道を探せる場所になったらいいな、なってほしいなと思います。創設にはいろいろ大変だと思いますが、子供達の選択肢が1つでも増えればいいなと願っています。

以上でございます。

【議長】（村井知事）

ありがとうございました。

高校生ぐらいの頃はやりたいことが見つからないのは普通だと思います。その中で面白くないということで学校をやめて、後悔しなければいいのですが、後悔する人もいるので、こういう学校も必要かと思います。

それでは、佐浦康洋委員、お願いいたします。

【教育委員】（佐浦委員）

教育委員を拝命して二年目に突入いたしました。先週、全国で新たに教育委員になられた方々の研修をオンラインで受講しました。いろいろな分野の方の、いろいろな地域の意見を伺うことができ、大変勉強になりました。いずれにしても、どの地域でもいじめや不登校、外国人児童生徒などが共通した課題のようでした。

過去を思い返しますと、私の従兄弟はどの学校がいいかすごく迷った結果、齋藤委員も校長先生をなさった宮城野高校に1回生で入学いたしました。先日、齋藤委員からは、宮城野高校はその後20数年経つうちに、少しずつアップデートされているようだという話を伺いました。

今回示されました新たなタイプの学校は、個別最適化を目指し、生徒達が伸び伸び勉強できるような、登校しやすい学校を作るということで、これまでにない全日制、そしていろいろつぶしの効く全日制を作りたいということで、すばらしいイメージが作られていると思いました。おそらく、これに基づき、私の勝手なイメージでは、例えば青葉区の真ん中に創設され、親は安心、生徒は学校に通いやすく、いろいろできそうだというイメージを作りやすい学校ができるのだと思います。その後は事業的に言えばブランディングの段階になろうかと思います。つまり全国に似たような学校はあるけれども、この学校の何がいいのかということがわかるように作り上げる必要が出てくると思います。これがすごく難しく、県の職員の方はとても頭をひねるのではないかと思います。情熱を持って新しいものに挑むということは、きっと楽しいのではないかと思います。不登校の生徒を救い上げることが必要な目的ではありますが、学校を作り上げる職員の方々が楽しめないとうまくいかないのではと思いますので、良いイメージを作ることがこれから大事になってくると思います。

私は自営業で、会社は古いメーカーなものですから、中卒や高卒の従業員はたくさんおりました。20年くらい前に私が大卒第1号として入社し、その後1人2人と入社してきましたが、終身雇用をするのは難しい状況もあり、退職した方も多くいらっしゃいました。そんな中、ここ10年多く入社してくるのはニート卒の方です。いろいろなキャリアを持つ人が多く、大学に入るまで6年かかったという人もいます。しかし、適材適所で働いてもらうと、様々な経験をしているの方が成果を出せたりする。このような子供達をきちんと方向・キャリアをつけてあげられるような学校が必要だと思っていますので、定時制だろうが通信制だろうが全日制としてキャリアをつけさせてあげられる学校が仙台にある、というイメージが作れば良いのかなと思っています。

以上でございます。

【議長】（村井知事）

どうもありがとうございます。

企業経営者としての視点から、とても参考になる御意見をいただきました。

それぞれ委員の皆様から御意見を賜り、大体私のイメージしていた学校と同じだという感じを受け、またそれに皆様が賛同して下さったことに心から感謝申し上げたいと思います。

去年の秋に知事選挙がありまして、選挙公約集にも、教育長と意見をすり合わせた上で、これを入れさせていただきました。

全国知事会の仲の良いメンバーで、時々ディスカッションしています。その中で、先日、この学校の話になりました。今までは学校の中で、子供達が決められた仕組みの中で行動するという事になっていたのですが、この学校は、子供達に合わせて学校を作っていこうという新しいタイプの学校で、非常に面白いと思いますので期待してください、ということをお話させていただきました。

これから世の中いろいろ変わって参りますので、子供さんに合わせた学校がというのを作っていったらと思っていますので、ぜひとも、委員の皆様方の御指導いただきながら、いいものを作っていこうと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議題（２）については以上とさせていただきます。

次に、議題（３）「外国人への教育体制の整備について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】（江間国際政策課長）

国際政策課でございます。私からは、資料３「外国人への教育体制の整備について」のうち１ページから４ページまでを御説明いたします。５ページ以降は教育企画室から説明させていただきます。

では１ページをお開きください。まず、県内の在留外国人数についてですが、東日本大震災以降、右肩上がりに増加しており、令和元年には過去最高の２３，９８６人となりました。これは、県人口の１％超の人数となります。令和２年はコロナ禍の影響で減少しましたが、国による在留資格の拡大や県内の人手不足等もあって、このトレンドはコロナ後も変わらないものと考えております。

２ページを御覧ください。本県では「第３期宮城県多文化共生社会推進計画」を策定し、新たな課題である「外国人県民の増加と多様化」に対応するため、外国人県民と日本人の間の「意識の壁」、「言葉の壁」、「生活の壁」の解消を図るための取組を推進しております。中でも２番目の壁、地域で安心した生活を送るために重要となる「言葉の壁」の解消については、多言語に対応した情報提供や多様な学習支援による地域社会への適応力向上を図ることとしています。

これらの具体的な取組については、３ページを御覧ください。

まず、多言語に対応した情報の提供としては、みやぎ外国人相談センターの設置、災害時通訳ボランティアの整備、新型コロナウイルス関連情報の多言語及び「やさしい日本語」での発信等を行っています。次に、多様な学習支援による地域社会への適応力向上としては、宮城県国際化協会や市町村により日本語講座を設置・運営しているほか、令和２年度には、外国人県

民等へのアンケート調査で把握した課題やニーズを踏まえ、ICTを活用した日本語学習支援を始めたところです。

4 ページを御覧ください。今後、外国人の受入・定着をさらに進めていくためには、市町村や関係機関との連携を強化し、外国人県民が安心して暮らせる環境の整備が重要と考えております。現在、日本語講座など日本語の学習支援等を実施している市町村の数は、14に留まっていることから、空白地域の解消や、場所や時間に左右されず学ぶことができる多様な学習機会の提供など、地域で気軽に日本語を学べる環境づくりが課題となっています。そのため、研修等により日本語教育の人材育成・体制整備を進め、ICTの活用も図りながら空白地域の解消に向けた支援を実施していくとともに、地域住民との交流機会の創出など外国人県民が暮らしやすい環境づくりを一層強化してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

【事務局】（高橋教育企画室長）

引き続き、教育企画室より外国人児童生徒の教育について御説明申し上げます。

5 ページを御覧願います。まず、本県の外国人児童生徒の状況について御説明いたします。上段の外国人児童生徒数については、平成23年が小中高合わせて304人だったのに対して令和2年は490人であり、10年間で1.6倍ほど増加しております。中でも、高校の生徒数が10年間で3倍と大きく増えております。その下の日本語指導が必要な児童生徒数については、平成24年が95人だったのに対して、令和3年は181人であり、10年間で1.9倍ほど増加しております。なお、日本語指導が必要な児童生徒数には、外国籍のほか、帰国子女など日本国籍の児童生徒も含まれております。

6 ページを御覧願います。左の図は、日本語指導が必要な児童生徒の分布を表しております。県全体181人のうち、仙台市が約半数の87人であり、その他栗原市、大崎市、石巻市に多く在籍しております。また、大郷町、七ヶ浜町、亘理町、白石市に一定数在籍していますが、その他の多くの市町村では、1人から4人と少数の児童生徒が在籍している状況でございます。

右の表は、外国人児童生徒の受け入れ学校数の表でございます。オレンジ色で囲った箇所ですが、小中学校では大半の学校で在籍数が1人になっております。このように、県内の広い地域に少数の児童生徒が点在している状況でございます。

7 ページを御覧願います。日本語指導が必要な児童生徒の国籍についてですが、パキスタン、中国、日本国籍の児童生徒が比較的多くいるものの、幅広い国籍の児童生徒が在籍しており、主な使用言語は17言語に及んでおります。

8 ページを御覧願います。次に、外国人児童生徒への教育体制について御説明いたします。まず、外国人児童生徒に教育に関する国の動向については、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」という大きな方針が平成30年度に関係閣僚会議において取りまとめられております。その後、「外国人児童生徒等の教育に関する有識者検討会議」が文部科学省で開催され、教育の充実や就業機会の確保などについて提言がまとめられました。また、令和2年度には、中央教育審議会による「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」の答申において、「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が項目の一つに盛り込まれております。

令和の日本型学校教育では、外国人児童生徒等への教育の在り方の基本的な考え方が述べられているほか、記載の(2)から(6)の項目について必要性が示されております。

9 ページを御覧願います。学校における教育の状況については、義務教育段階では、基本的に日本語指導教員による1対1での指導が行われています。児童生徒を別室に取り出して日本語指導を行う「取り出し指導」と、日本語指導教員が教室で授業のサポートを行う「入り込み指導」により、児童生徒の日本語学習・教科学習を支援しております。なお、一部の学校では、宮城県国際化協会のサポーター派遣制度や、翻訳アプリ等を指導に活用しております。

また、高等学校段階では、外国人生徒が一定数在籍している高校で、履修単位として認定される日本語クラスを開設している事例があります。この高校では、イスラム圏出身の生徒にお祈りの場所を提供するなど、生徒の多様性を尊重した環境づくりにも取り組んでおります。

10 ページを御覧願います。最後に、課題と展望について御説明いたします。県を取り巻く状況については、これまでの説明の繰り返しになりますが、外国人児童生徒は今後も増加が確実な状況であり、対応にあたっては、点在化と多国籍化を踏まえることが重要になっております。また、国でも議論が活発化しており、学校での対応の必要性が増大しております。学校が抱える課題については、「義務教育段階における日本語指導は週10時間程度であり、必ずしも十分な指導体制ではないこと」、「両親とも日本語がわからない家庭では保護者との意思疎通が困難な状況であること」、「イスラム圏の児童生徒は宗教上の関係で特別な配慮が必要であるなど、学校の異文化への理解促進が求められること」、「日本語指導教員の横の繋がりはなく、各教員が悩みながら独自に指導していること」などが挙げられます。

こうした課題を踏まえ、今後の検討のポイントと取組イメージを整理いたしました。なお、取組イメージの①から③については、児童生徒の点在化と多国籍化に対応するため、ICTを活用した取組としております。検討のポイントの①「日本語指導の充実に向けた人員体制の構築」、ポイントの②「児童生徒が学校に慣れるまでの期間や、保護者への対応時の通訳・翻訳の支援」を踏まえた取組としては、取組イメージの①「児童生徒の学習や学校生活面での支援を行うサポーターの派遣」が有効であると考えております。なお、検討のポイントの②については、取組イメージの②「多言語翻訳アプリの導入」も有効であると考えております。また、検討のポイントの③「授業時間外の日本語学習支援」を踏まえた取組としては、取組イメージの③「オンラインによる日本語教室の開催」、検討のポイントの④「児童生徒の母国の文化・習熟度を踏まえた専門的アドバイス」は、取組イメージの④「学校への指導助言を行うアドバイザーの派遣」、検討のポイントの⑤「日本語指導教員同士が情報交換できる場の設定」は、取組イメージの⑤「研修会や事例発表会、情報交換会」が有効ではないかと考えております。今後、外国人児童生徒の教育体制の充実に向け、こうした取組の具体的な検討を進めて参りたいと考えております。

また、先ほど外国人県民への日本語教育について国際政策課から説明しましたが、児童生徒の保護者への支援については、地域の日本語教育の推進が重要であります。今後も両課室で連携しながら、外国人一人一人が輝ける環境の整備に取り組み、外国人の大人も子供も住みやすい宮城県の実現に努めて参ります。

資料3の説明は以上でございます。

【議長】（村井知事）

それでは、御意見を頂きたいと思っております。また、私から指名させていただきたいと思っております。まず、伊東教育長、お願いいたします。

【教育委員】（伊東教育長）

外国人児童生徒については、ただいまの説明にもありましたように、国籍も様々、日本に来た時期も様々、家族が日本語を話す状況も様々であることから、その子その子に合わせた対応が必要になっております。

例えば、両親とも日本語が分からない場合の家庭との連絡については、お知らせをすべて翻訳して配布したり、親の職場に現地の言葉が分かる方がいれば、その方を通じて連絡したりと、いろいろと工夫して対応をしている学校もあると聞いております。

学校と家庭とのコミュニケーションを円滑にしていくためにも、先ほど国際政策課から説明のありました地域の日本語教育体制の構築に非常に期待するところです。また、外国人生徒の就職支援につきましては、経済商工観光部との連携が重要となりますので、引き続き知事部局関係課とよく情報共有しながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

【議長】（村井知事）

ありがとうございました。

それでは、小川和久委員、お願いたします。

【教育委員】（小川委員）

このテーマにつきまして、何よりも大切なことは、外国人の子供達をいかに受け入れていくか、インクルーシブ教育が大切なのかなと思いました。

今は障害を持った子供やトランスジェンダー等、様々な事情や背景を持った、多様な子供達をどう受け入れるかということが大切だと言われているように、今回の議題となっている外国人の子供達についても同じことが我々日本人に問われているのかなと思っております。

と言いますのは、青年期になりますと、アイデンティティ、自分は何者か、ということをお自分に問いかけていくときに、一つの危機が来るのかなというふうに思っています。

日本人でもないし自国民でもない、自分は何者なのか、何をするためにここにいるのか、将来自分は何をしようとしているのか、そこに悩まれて危機が来ると思っています。日本人でも若いときは誰しも同じ危機に直面するのですが、外国人の場合、特にその危機が強くなるのではないかと思います。日本語教育の支援もとても大切ですが、精神的に温かく、子供達を受け入れてあげる、そういう体制が私たちに求められているように思います。

この問題を考える中で、15年前のアメリカでの同時多発テロのときのことを思い出します。当時、学校のセキュリティの問題が議論されまして、先進的な取り組みを行っているイギリスの学校でどういう学校の体制を取っているかを調査しに行ったことがあります。その調査ではバーミンガムというイギリスの中部の中等学校の校長先生のお話を聞きに行きました。イギリスの中等学校は大体11歳から16歳の日本で言う中学とか高校生の青年が行くのですが、非常に荒れているという学校で、どういうふうに改革をしたのかというのを聞きました。驚いたのは、その学校の出身国の比率ですけれども、いわゆる白人のイギリス人というのは、8%か9%ぐらいしかおらず、出身国でいうとパキスタン出身が45%、バングラデシュが20%、アフリカのソマリアが20%、残りがカリブ諸国やアジア出身で、ほとんど自国民がいなくて

いう状況でした。同時多発テロがあった後だったので、ソマリア出身とか、バングラデシュ、パキスタン出身の方が多という非常に緊張感があったそうです。学校が荒れていたもので、どう対処したかという、生徒指導は厳格に行うということで、遅刻やトラブルが起こったら校則に基づいて指導する、ということ徹底していたと同時に、民族の多様性教育を充実させたということで、この点が非常に印象に残っています。シチズンシップ教育を必修にしたり、他民族を尊重する教育を学校で徹底して行っていたということです。印象に残っているのは、「ダイバーシティデー」で、多様性の日というのを学校で決めて、例えば今日はアフリカの日だとか、アジアの日だと決めたら、その日にはその地域の勉強をみんなでするんです。教職員も合わせて、その国その地域の民族衣装を着てイベントを行うのだそうです。地域の人にも開放し、地域の方も参加する参観日にすると。そういうことで、地域を挙げてダイバーシティというものを進めていくということでした。その後、学校がすごく改善されて、荒れていた学校が、むしろ学力が上がって行って、進学校になっていき、成績も向上して、地域でも指折りの優秀校に変わっていったという話を聞きまして、なるほどと思いました。当時の校長先生がその学校に赴任したときは、30代ということでしたので、かなりエネルギーに実行されたというのも改善された要因の一つかと思います。

将来の宮城がそうなるかはわからないですけども参考にさせていただければと思います。

その地域は工業地帯なので、生活を求めて外国から人がやってくることがわかっている。うまく受け入れて生徒達を伸ばしてあげたということです。学校評価も考え方を改めて、優秀だから高く評価するというのではなくて、どれだけ伸ばしたかという観点で評価するというように評価方法が変わったと聞いております。

私からは以上です。

【議長】（村井知事）

ありがとうございました。非常に勉強になりました。

最後に、千木良あき子委員、お願いいたします。

【教育委員】（千木良委員）

それでは今回のテーマはですね、多種多様な見方があるということは十分承知しているんですけども、私は医療教育の立場からお話をさせていただきたいと思っております。

私は、日本語を母国語としない方々と医療上接する機会がありまして、様々な経験をしてきました。医療は、文化や習慣、宗教などで医療に対する考え方に多くの違いがありまして、その壁を越えて、何とか患者さんの不快症状を軽減する責務があります。診療ではスマホ翻訳に筆談、身振り手振り、イラストなどを使用し、通常の数倍近く時間を要します。また、子供さんの診療後は保護者への説明が必須なんですけれども、言葉の壁により伝わらないということに大きなストレスを感じました。同様の困難が日々、学校現場で繰り返されているということは容易に想像できますので、支援や配慮の必要性を痛感するところです。このような日頃の経験をもとに、次のような点に配慮していただきたいというふうに考えています。

第1に、日本語教育が必要な子供さんと御家族に日本語のみならず、地域に即した実生活上の支援が欲しいということです。第2は、引き受け手の教育機関には、人員配置や支援の拡大、支援期間の延長等に加えて、日本語教育の意味について、多様性と倫理を重んじる基本方針を

きちんと示していただきたいというふうに考えております。第3に、日本人の子供達が日本以外の教育システム、習慣、文化、宗教の違いを直接感じ取れる機会ということを生かして欲しいと願います。どちらに優劣があるという見方ではなくて、多様性を知ることが大切だというふうに考えています。第4に、いろいろな壁があつて、信頼関係を築くことには困難が伴いますが、大人社会も関係構築には時間がかかるということを学ぶ必要性があると思います。関係構築の努力を諦めない、という姿勢が双方にとって、将来にわたり地域社会で生活していくための土台となるというふうに私は医療を通して教えられました。

最後に、日本語教育という支援は、目前の目標としては、指導や教育に関わる指示の理解や指示に従った行動ができるということが、どうしても挙げられてしまうんですけども、目指すべき着地点は、私はそこではないというふうに考えます。

医療では、患者さんが信頼関係を持って安心して治療を受けてくださり、そして生活の質が向上することが大切ですし、教育では、日本語を学ぶことによって、日本語で十分表現できない子供さんたちの未来が、日本人の子供達と同じように、明るく安心な方向に向かうということが基本ではないでしょうか。

今後の関係構築の中で育っていく若い世代が、これから本当に担ってくれるのではないかなと期待しまして、発言を終わりたいと思います。

【議長】(村井知事)

大変ありがとうございました。非常に勉強になりました。

外国人教育ですね、これも実は知事選挙の公約に掲げまして、しっかり取り組むこととお話しました。

残念ながら今コロナで外国人の方が入ってこられなくなっているの、しばらくはそれほど数が増えないかと思うんですけども、おそらく、これから外国人の方々を受け入れなければ成り立たない世の中になってきますので、どんどん増えていくと私は思っています。

その時に私が特に重視しているのは、外国人を労働者として見るのではなくて、まさに我々日本人と同じように、イギリスやアメリカの例と同じように、そこに溶け込む、日本人と同じ扱い・同じ立場になってもらわなきゃいけないということです。何かというと外国人労働者、労働のための外国人ということで、そのために、いかに働きやすくするために日本語を教えるのではなく、我々に打ち解けてもらえるような、そういう外国人をどうやって育てていくのかと、もう日本人の子供達と同じような形で教育を考えていかなければならないし、親の教育も考えていかなければいけないと思っています。

そうすると、おのずと外国人の方が、宮城に住み続けていただけるように、ただ儲かるとか給料がいいからではなくて、東京に行くはずだった人が宮城に残ってくれる、宮城に来てくれるという環境を作りたいなと思っています。

北海道の東川町というところで、外国人を受け入れる公的な日本語学校があるのですが、今度視察してこようかなと思ってまして、日本でもそういういい例があるということで勉強してこようかと思っていました。

今後、外国人の教育ということに関しましては、教育委員会といろいろ意見交換をしながら環境を作っていきたいと思っていますので、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げたいと思っています。

大変勉強になりました。ありがとうございました。

それでは、議題（２）については以上とさせていただきます。

4 報告事項

【議長】（村井知事）

次に、報告事項「ヤングケアラーの調査結果について」、事務局から説明してください。

【事務局】（大町子ども・家庭支援課長）

まず、保健福祉部の子ども・家庭支援課より、資料４に基づき御説明いたします。

１の「調査の目的、対象及び時期」です。調査は県内３５市町村の要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協に対して行ったものとなります。

２「要保護児童対策地域協議会とは」をご覧ください。この組織は、児童福祉法の規定に基づき、県内すべての市町村に設置されております。市町村の児童福祉セクションが事務局となり、児童相談所、市町村内の教育・福祉・保健・医療関係者、警察などで構成され、定期的に地域の要保護・要支援児童など、支援が必要な児童や家庭の状況等を共有しているものです。

次のページ、３「要対協がヤングケアラーと思われると回答した児童に関する調査結果の概要」をご覧ください。調査結果のうち、主なものを①～⑤として記載しております。

まず、①の要保護・要支援児童数に占める割合は、４．２％でした。令和３年４月１日現在の要保護・要支援児童約３，７００人のうち、ヤングケアラーと思われる児童数は１５７人という結果でした。

②は、ヤングケアラーと思われる児童の家族構成ですが、夫婦とその子供世帯が４５．９％、ひとり親家庭が４２．１％でした。ひとり親家庭の割合が高い状況にあります。

③、年代別では小学生が４４．６％、中学生が３５．７％でした。小学生の割合が多い結果でしたが、これは、要対協が、虐待を受けている子供の早期発見や保護を一つの目的とした組織であるという性質も関係しているものと認識しております。

④、ケアの対象では、「きょうだい」という回答が圧倒的に多く、８割以上の結果でした。主に年下のきょうだいのケアや見守り、また、家事を行っているケースが多いようです。

⑤はきょうだい数を聞いたものですが、きょうだいが４人以上という回答が６７％と全体の３分の２を占めております。

４は要対協が認識する課題を聞いたものです。問題が表面化しにくく、実態把握が難しい、周囲や本人に自覚が無い、周囲の認知度不足といったことを挙げる市町村が多くありました。

これら調査結果を踏まえた内容を５に記載しております。地域や周囲の大人、保護者、児童生徒など多方面にわたっての普及啓発が何よりも重要になってくると考えております。また、早期発見と適切な福祉サービスにつなぐこと、そしてこれらを円滑に進めるためには関係機関の連携強化がたいへん重要である、ということがこの調査を通じて改めて浮き彫りになったと認識しております。

国は令和４年度から３年間で「集中取組期間」として、中高生のヤングケアラーの認知度向上に力を入れていくこととしております。県においても、今後、市町村や学校など関係機関と連携・協力しながら、ヤングケアラーの認知度向上や、円滑な機関連携などの取組を進めてま

いりたいと考えております。

資料4につきましては以上です。

【事務局】（遠藤高校教育課長）

引き続き資料5に基づきまして県立高校におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査結果について御説明いたします。

本調査は、各学校の現状や課題を把握することで、県教育委員会にあっては、今後の教職員の資質向上のための事業展開の参考とし、各高校にあっては、調査結果を基に校内でのケース会議等において情報を共有するなど、ヤングケアラーの早期発見及び適切な支援につなぐことを目的として令和3年9月に実施いたしました。

2の主な調査結果についてですが、①県立高校において「学校が把握しているヤングケアラーと思われる生徒」が在籍していると回答した学校は77校中63校でありました。

②実態把握における課題として当てはまるものについてですが、77校中76校が「家庭内のことで問題が表に出にくく、実態把握が難しい」と回答しております。

③ヤングケアラーと思われる生徒が在籍している学校においての取組として最も多いのが「当該生徒との定期的な面談」でございました。

これらのことから、下部の囲みにありますように、本県では、学校も生徒もヤングケアラーについての認知度がまだまだ低い状態にあり、今後、認知度向上とともに、支援体制の整備についても充実を図る必要があると認識しております。今後更に、保福部との連携を密にしながら対策を進めて参りたいと考えております。

説明につきましては以上です。

【議長】（村井知事）

ヤングケアラーは非常に難しい問題ですが、社会的にも大きな関心がある課題であり、今後の動向も踏まえながら、保健福祉部と教育委員会が連携して対応していただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

5 その他

【議長】（村井知事）

その他、委員の皆様から何かこの機会にありましたらお聞きしますが、いかがでしょうか。（意見等なし）

それでは、私の進行は以上とさせていただきます、事務局にお返しします。ありがとうございました。

6 閉会

【司会】

それでは、以上をもちまして「第10回宮城県総合教育会議」を終了いたします。

本日はありがとうございました。

以上